

地方分権改革に関する提案募集(内閣府)

平成26年度より導入された制度で、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集し、その実現に向け検討を行うもの。地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に関する規制緩和等が提案の対象となる。内閣府が中心となって関係府省との調整を重ね、年末に提案に対する対応方針が閣議決定される。

大阪府が主提案団体の項目(3件)

共同提案団体は、R07.06.03追記

◎小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)における管理者の専任基準の明確化

分 野:医療・福祉 提案部局:福祉部 (共同提案団体:なし 追加共同提案団体:川崎市、寝屋川市)

求める措置内容:無料低額宿泊所の管理者は、入居者が不在もしくは不在と見込まれる際には、常駐不要及び他の業務に従事することが可能な旨の通知を発出されたい。

◎地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底

分 野:総務 提案部局:福祉部 (共同提案団体:なし 追加共同提案団体:三重県、滋賀県、和歌山県、香川県、宮崎県、花巻市、仙台市、相模原市、亀岡市、安来市)

求める措置内容:制度改革に伴う基幹業務システムの改修は、システムを所有する自治体が実施してきたが、システム標準化基準に適合したシステムへの移行に伴い、自治体はシステム所有者ではなくなるため、システム移行は、自治体が改修対応を行う必要がないことを求める。

◎生活保護法第73条の適用範囲の明確化

分 野:医療・福祉 提案部局:福祉部 (共同提案団体:なし 追加共同提案団体:岩手県、滋賀県、和歌山県、香川県、高知県、花巻市、川崎市、小牧市、寝屋川市、羽曳野市)

求める措置内容:生活保護法第73条では、都道府県が費用を負担するものとして「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」と定めているが、当該被保護者の範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出されたい。

<参考>大阪府が共同提案団体・共同提案団体追加となる項目 (R07.06.03追記)

共同提案団体となる項目

6項目

追加共同提案団体となる項目 21項目

- ◆指定難病特定医療支給認定事務の中核市への移譲(主提案団体:奈良県)
- ◆指定難病特定医療支給認定有効期間の見直し(主提案団体:奈良県)
- ◆宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システムへの決済機能付与(主提案団体:和歌山県)
- ◆人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保に向けた加算要件の緩和(主提案団体:鳥取県)
- ◆過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて(主提案団体:徳島県)
- ◆外部監査人等に係る告示事項の見直し(主提案団体:京都府)
- 奨学給付金制度申請手続のオンライン化(主提案団体:山口県)
- 第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止(主提案団体:宮城県)
- 教育支援体制整備事業費交付金における都道府県経由事務の廃止(主提案団体:熊本県) 他18件

今後のスケジュール

5月	追加共同提案の意向照会 (内閣府→自治体)
6月	重要事項の決定 (内閣府から各府省への検討要請)
9月	内閣府と各府省との折衝
11月	地方分権改革有識者会議において対応方針案の協議
12月	対応方針の閣議決定